

土地改良区からのお願い

限られた水を有効に利用しましょう

1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。
※用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意し通水しましょう。

2. かけ流しを絶対になくし、**用水の節約に努めましょう**

3. **適正な水門、堰板の管理をしましょう**

※近年、集中豪雨による溢水被害が多発していますので、水門等の管理をお願いします。

平成31年度より賦課金口座振替 領収証書の発行を廃止しました

- ・通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。
- ・書面による証明が必要な方には、別途発行いたしますので、土地改良区（0276-33-7181）までご連絡ください。

平成30年度の 渡良瀬川取水制限について

昨年は、少雨により草木ダムの水位が低下したため、渡良瀬川の取水制限（最大20%）が、6月29日～8月21日に実施されました。

皆様のご協力により、大事に至ることなく取水制限を乗り越えることが出来ました。今後も節水にご協力をお願いします。



皆様のご協力をお願いします！

水路環境の美化を推進するため、啓発看板を無償で提供しています。看板設置をご希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。

農地を異動した場合は、 届出を忘れずをお願いします！

（詳細は、6ページをご覧ください）

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてしまいますので、ご注意ください。

届出は、毎年3月31日までにお願いします。届出用紙が必要な場合は、土地改良区（0276-33-7181）までご連絡ください。各農協の窓口にもご用意しています。

廃棄物の不法投棄や不法焼却と思われる現場を確認したら、情報提供をお願いします。

〔不審な行為に対する通報・問合せ先〕

ハイゴミ通報
0120-81-5324

（群馬県産廃物・リサイクル課内）

新採用 平成31年4月1日付

管理課 主事 埴 壮太

～どうぞよろしくお願ひいたします～